

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子
電 話 06-6223-8055

和解による訴訟の終了に関するお知らせ

当社は、平和不動産株式会社（以下「平和不動産」という。）との間での訴訟に関して、本日和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 和解の概要

本日、当社が、平成 22 年 7 月 8 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」において公表した通り、同日、大阪市淀川区所在の土地および建築建物（以下「本不動産」という。）に係る売買契約、または本不動産に係る信託受益権についての平成 20 年 5 月 28 日付信託受益権売買契約（以下「本売買契約」という。）に基づき、売買代金 2,865 百万円（消費税・地方消費税含む。）および遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起していた件につき、東京地方裁判所からの和解提示案を受け入れ、平和不動産が当社に対して 9 億円の解決金を支払うことで、和解が成立いたしました。これにより本訴訟は終了いたしました。

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社が本訴訟の提起に至った理由は、当社が、本売買契約および平和不動産の意向に従い、建物を建築し、平成 21 年 2 月 27 日に平和不動産へ本不動産の引渡しを行う予定であったにもかかわらず、当社が、同月 20 日付で、平成 20 年 12 月期決算短信および有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項についての注記（以下「本注記」という。）について公表したところ、平和不動産が、本注記に係る事実が本売買契約における当社の表明保証事項に抵触し、取引前提条件を欠くとして、本売買契約の履行を拒絶したためであります。

当社としては、本注記に係る事実は、平成 21 年 2 月 27 日（売買決済予定日）において、本売買契約における当社の表明保証条項に抵触する事象には該当しないと判断したこと、また、平和不動産は、当社が本注記について公表する前に、既に当社に対して本売買契約の解除を希望する旨の申し出を行っており、本注記に藉口して本売買契約の履行を拒絶したと思われることから、本訴訟においても、平和不動産に対し、本売買契約の履行を求めてまいりました。

訴訟の提起より約 2 年 8 ヶ月が経過した今般、東京地方裁判所より、平和不動産および当社に対して、平和不動産が当社に対して 9 億円の解決金を支払うことを内容とする和解案が提示されました。当社としては、当初予定通りの時期に売却を実現できなかったことによる事業推進への影響、期間損失等、当社がこれまでに被った損害は相当なものであり、また、当社の主張の正当性も明らかであると考えてきましたが、提示された解決金は、本売買契約の違約条項に基づく違約金（560 百万円）を大きく上回るものであること、裁判所からの提示でもあることから、紛争の早期解決および今後の当社事業展開への影響等を総合的に勘案し、これを受け入れることとしました。そして、平和不動産もこれを受け入れ、このたび平和不動産と当社の間で、和解が成立したものです。

3. 今後の見通し

本和解の成立により、平成 25 年 12 月期において、当社が収受する解決金 9 億円のうち、平和不動産による本売買契約の不履行および本訴訟の継続により発生し当社が負担するに至った損失を差し引いた残額の 420 百万円を特別利益に計上する見込みであります。なお、本和解による平成 25 年 12 月期における業績への影響については、本日別途公表の「特別利益の計上および平成 25 年 12 月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご確認ください。

以 上